

国土総合開発特別委員会議録 第二号

昭和三十四年二月二十七日(金曜日)

午後一時二十九分開議

出席委員

委員長 篠田 弘作君

理事二階堂 進君 理事福家 俊一君

理事館 俊三君

大坪 保雄君 上林山榮吉君

進藤 一馬君 瀬戸山三男君

西村 英一君 橋本 正之君

井手 以誠君 石山 權作君

中島 巖君 西村 関一君

委員外の出席者 小澤佐重喜君

議 員
総理事務官 (経済企画庁総
合開発局参事 高尾 文知君

昭和三十三年十二月十九日

委員松田鐵藏君辭任につき、その補

欠として林唯義君が議長の指名で委

員に選任された。

昭和三十四年二月二十一日

委員今井耕君、田邊國男君、丹羽兵

助君、林唯義君、原田憲君、福田一

君、松澤雄蔵君及び八木一郎君辭任

につき、その補欠として田口長治郎

君、上林山榮吉君、二階堂進君、大

久保武雄君、西村英一君、大坪保雄

君、三池信君及び瀬戸山三男君が議

長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員小川豊明君及び長谷川保君辭任

につき、その補欠として小牧次生君

及び井手以誠君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

理事丹羽兵助君、同月二十一日委員

辭任につき、その補欠として二階堂

進君が理事に當選した。

二月二十一日

九州地方開発促進法案(小澤佐重喜

君外六十二名提出、衆法第三三

号)

一月三十日

特定地域総合開発計兩事業費に対す

る国の負担割合に関する特例立法に

関する請願(長谷川峻君紹介)(第七

七八号)

二月十日

九州地方開発法等制定に関する請願

(池田清志君紹介)(第二一九九号)

同(前田都君紹介)(第二三〇〇号)

同(床次徳二君紹介)(第一一九二

号)

同月十六日

九州地方開発法等制定に関する請願

(中馬辰猪君紹介)(第一四四八号)

は本委員会に付託された。

昭和三十三年十二月二十五日

四国地方開発に関する特別法制定に

関する陳情書(松山市一番町愛媛県

町村会長藤堂満義)(第一〇一七号)

九州地方開発法等の制定促進に関する

陳情書(福岡県知事土屋香鹿外七

名)(第一〇八号)

昭和三十四年一月二十七日

九州地方開発法等制定促進に関する

陳情書(長崎県議会議長水頭欽一)

(第一五四号)

九州地方開発法等制定に関する陳情

書(大分県議会議長神野専一)(第一

九五号)

二月四日

東北開発促進に関する陳情書(岩手

県町村議會議長長内邦夫)(第二

七三三号)

四国地方開発促進法制定に関する陳

情書(高知県知事溝淵増巳)(第二七

四号)

四国地方開発公庫法制定に関する陳

情書(高知県知事溝淵増巳)(第二七

五号)

四国開発株式会社法制定に関する陳

情書(高知県知事溝淵増巳)(第二七

六号)

九州地方開発法等制定に関する陳情

書外一件(福岡県議會議長松隈又五

郎外一名)(第二七七号)

同(長崎県議會議長水頭欽一)(第三

〇二七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

理事の五通

九州地方開発促進法案(小澤佐重喜

君外六十二名提出、衆法第三三三

号)

〇篠田委員長 これより會議を開きま

す。

この際お諮りいたします。現在理事

が一名欠員となっておりますので、理

事の補欠選任を行いたいと存じます

が、先例により委員長において指名す

ることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇篠田委員長 御異議なしと認め、委

員長は二階堂進君を理事に指名いたし

ます。

九州地方開発促進法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、九州地方にお

ける資源の総合的開発を促進する

ために必要な基本的事項を定める

ものとする。

(定義)

第二条 この法律において「九州地

方」とは、福岡県、佐賀県、長崎

県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿

児島県及び山口県の区域をいう。

(九州地方開発促進計画)

第三条 内閣総理大臣は、九州地方

開発審議会の審議を経て、九州地

方開発促進計画(以下「開発促進計

画」という。)を作成するものとな

る。

2 開発促進計画は、九州地方にお

ける土地、水、山林、鉱物、電力

その他の資源の総合的開発の促進

に関する計画とする。

3 関係地方公共団体は、開発促進

計画に関し、内閣総理大臣に対

し、意見を申し出ることができ

る。

(九州地方開発審議会の設置)

第四条 総理府に、九州地方開発審

議会(以下「審議会」という。)を置

く。

(審議会の所掌事務)

第五条 審議会は、次に掲げる事項

を調査審議し、その結果を内閣総

理大臣に報告し、又は建議するも

のとする。

一 開発促進計画の作成の基準と

なるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実

施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、

九州地方の開発の促進に関する

重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこ

れに基づく事業の実施については、

必要があると認める場合においては、

内閣総理大臣を通じて、関係行政

機関の長に対し、意見を申し出る

ことができる。

(審議会の組織)

第六条 審議会は、委員三十七人以

内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につい

て、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院

が指名する者 五人

二 参議院議員のうちから参議院

が指名する者 三人

三 参議院議員のうちから参議院

が指名する者 三人

三 参議院議員のうちから参議院

が指名する者 三人

三 参議院議員のうちから参議院

が指名する者 三人

三 参議院議員のうちから参議院

が指名する者 三人

三 参議院議員のうちから参議院

が指名する者 三人

三 参議院議員のうちから参議院

が指名する者 三人

三 参議院議員のうちから参議院

が指名する者 三人

三 参議院議員のうちから参議院

が指名する者 三人

三 参議院議員のうちから参議院

が指名する者 三人

三 参議院議員のうちから参議院

が指名する者 三人

業経済の停滞性を打破するため、広域経済的見地から、特に重要なこれら資源の開発並びに産業基盤の整備等の事業を促進して、国民経済の発展に寄与いたしますことは、国家的にきわめて緊要なものと存じます。しこうして、本地方におけるかかる資源の総合的開発を促進するためには、国がその開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑かつ強力に実施し得るような基本法の制定が、ぜひとも必要であると存する次第であります。

これが、この法律案を提案する理由であります。

次に法案の要旨について御説明いたします。

第一は、内閣総理大臣は、九州地方開発審議会の審議を経て、九州地方開発促進計画を作成することとしたしております。この開発促進計画は、九州地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画であります。資源の開発と一体の関係にある産業基盤の整備事業並びに国土の保全に関する事業等は、開発計画の前提として、当然含まれることは申すまでもないのであります。

第二は、九州地方開発審議会に關し、その設置、所掌事務、組織その他必要な事項について規定いたしておりますが、部会の設置その他審議会の具体的運用については政令をもって定めることとしております。なお、審議会の設置に要する昭和三十四年度の予算としては百万円が計上されております。

第三は、開発促進計画に基づく事業の実施及び調整についてであります。

開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従って、国、地方公共団体その他のものが実施するものとすし、経済企画庁長官が、毎年度、事業計画及び資金計画の調整を行うこととしたのであります。

第四は、開発促進計画の実施を促進するための措置に關してであります。政府は開発促進計画を実施するために必要な資金の確保をはかり、かつ財政の許す範囲内において、その実施の促進に努めなければならないと規定いたしております。

また、開発促進計画に基づく事業の実施促進に伴う、地方財政再建促進特別措置法との関係については、財政再建団体及び財政再建法準用団体である県が、開発促進計画に基づく事業を円滑に実施できるように、自治庁長官が、財政再建計画の変更の承認に當って、特別の配慮を行わねばならないと規定いたしております。

次に、これらの事業実施に當つての財政再建団体及び準用団体である県にかかる国の負担または補助の特別措置の問題であります。昭和三十四年度予算においては財源の裏づけを得るに至りませんでしたので、昭和三十五年度以降において所要の改正を行うことにいたしました。附則第二項のごとき規定を設けたのであります。すなわち、昭和三十五年度の予算の編成に伴って、重要な事業については、九割を限度として、国の通常の負担割合を二割程度引き上げる措置をとり、もつて開発促進計画の実施促進を期している次第であります。

以上のほか、この法律の制定に伴

い、必要な関係法律の一部改正を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。(拍手)

○篠田委員長 本案に対する質疑は次会に譲ることいたします。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれをもって散会いたします。

午後一時三十七分散会

昭和三十四年三月三日印刷

昭和三十四年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局